

注文した覚えのない商品が届く「送り付け商法」にご注意!

例年この時期になると、注文した覚えのない商品を一方的に送ってくる「送り付け商法」の相談が多くなってきます。

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があり、「注文した覚えはない」と伝えると、「確かに注文を受けている。支払わないと訴える」などと言って、商品を送り付けてくるケースがあります。

また、事前の電話等はなしに、突然荷物が送られてきて、自分は注文した覚えはないが、家族が注文したものと思いこみ、商品を受け取ってしまうケースなどもあります。



ひとことアドバイス



- 注文していない商品が一方的に送りつけられた場合、代金の支払い義務はなく、受け取る必要もありません。送り主の会社名・住所・連絡先等がある場合には、メモした上で受け取りを拒否しましょう。
- 業者の連絡先が分からないことも多いため、商品を受け取ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。
- 電話がかかってきても、申し込んだ覚えがなく、購入する意思もなければきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。



生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

米沢警察署では、今年4月以降、高齢者宅を訪問した消火器の販売業者、屋根の補修業者、床下の点検業者など3業者をクーリング・オフ（契約後8日以内、無条件で解除できる制度）の記載がない書面を交付したとして特定商取引に関する法律違反で検挙しています。

訪問販売業者は、訪問した際に業者名、勧誘目的、販売商品を明らかにしなければならず、また、契約した際もクーリング・オフが記載された書面を交付しなければなりません。

不審な訪問販売業者が訪ねて来た場合は、警察又は消費生活センターに連絡して下さい。



消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

各市町の相談窓口

- | | | | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| ・米沢市消費生活センター | 0238(40)0525 | ・川西町住民生活課 | 0238(42)6616 |
| ・長井市消費生活センター | 0238(87)0682 | ・小国町町民税務課 | 0238(62)2260 |
| ・南陽市市民課 | 0238(40)8255 | ・白鷹町町民課 | 0238(85)6131 |
| ・高畠町生活環境課 | 0238(52)1577 | ・飯豊町住民課 | 0238(87)0514 |

県の相談窓口（置賜地域）

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

消費者ホットライン

い や や
1 8 8

電話番号3桁を押してください。
お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内いたします。

12月・1月の消費生活法律相談

12月12日(木) 13:30~15:30

1月 9日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072